

食事療養 について

- ・ 入院時食事療養（Ⅰ）及び、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適切な時間（夕食は午後六時より）に、保温・保冷配膳車の使用等による適温のお食事をご提供しております。
- ・ 患者様のお好みで食事をお選びいただける日があります。あらかじめ、献立をお知らせいたしますので、お好みの献立をお選びください。なお、このサービスに関して特別な自己負担はありません。

病 院 長